

強化される EU の省エネ政策

地球環境ユニット 研究員 清水 透

欧州委員会(EC)は、2020 年に向けた戦略の一つとして、エネルギー効率の改善によって一次エネルギー供給を 20%削減することを目標としている。そのために、2011 年 3 月にエネルギー効率計画(Energy Efficiency Plan 2011)が公表されるとともに、6 月にはエネルギー効率指令案(COM (2011) 370 final)が公表された。

EU では、2006 年にエネルギーサービス指令(2006/32/EC)が採択され、自主的ではあるが、加盟国は指令発効後 9 年間で 9%の省エネルギーを行う必要がある。また、加盟各国に国家エネルギー効率行動計画(National Energy Efficiency Action Plan)を策定することが求められている。しかし、EC の推計に拠れば、現在の省エネ政策だけでは、2020 年の BAU から 9%程度、164Mtoe のエネルギー消費量しか削減できず、2020 年目標を達成するためには、法的拘束力を持つ EU 全体の省エネルギー目標の策定が必要であるとしている。

さらに、EU 大の 2020 年に向けた戦略の中で、気候変動・エネルギー分野における重要な政策の一つとして省エネが取り入れられており、2050 年までに低炭素社会の形成を目指した長期ロードマップの 1 つとしても省エネ政策が重要な位置を占める。そのため、2011 年 3 月には、2020 年までに温室効果ガスを 20%削減する目標をさらに 5%上積みするための根拠としてエネルギー効率計画が公表された。

こうした点を踏まえ、欧州委員会エネルギー総局(DG Energy)は、2011 年 6 月 22 日に 2006 年に採択されたエネルギーサービス指令及び 2004 年に採択された CHP 指令(2004/8/EC)を一本化したエネルギー効率指令案を公表した。指令案では、2020 年までにエネルギー消費量を 368Mtoe 削減することを目標とし、以下のような政策が含まれる。

- ・ エネルギー供給事業者またはエネルギー小売事業者に、自らが販売するエネルギー量を消費者のエネルギー効率の改善を通じて毎年 1.5%節約することを義務付け（ただし義務付けと同等の代替策(資金提供、自主的制度)を欧州委員会の同意の下で選択可能)
- ・ 公共建築物のうち 250 m²以上の建築物に対して、(公共建築物全体で) 毎年 3%以上を建築物指令(2010/31/EU)に基づく最低エネルギー性能要件¹に適合するよう省エネ改修を義務付け
- ・ 大企業に対する定期的なエネルギー監査 (energy audit) の義務化、中小企業には努力義務とする
- ・ 地域冷暖房インフラとして CHP 等を活用するために必要な対策の実施
- ・ 総熱入力 20 MW 以上の新規火力発電所に CHP の導入を義務付け

上記に示すような省エネルギー政策を強化し、また 2014 年には加盟国の省エネルギー政策のレビューが実施され、2020 年目標が達成できないと EC が判断した場合には、国別省エネルギー目標値が義務化される。また、2014 年までに国家冷暖房計画を策定することが加盟国に求められる。

なお公表された指令案は、欧州議会、閣僚理事会などで議論された後、2012 年 6 月まで

¹ Energy Performance of Buildings Directive, 2010/31/EU

に政治的な合意に達した場合には、採択され指令案が施行される。続いて、2013 年には指令案に基づく加盟各国の国内法が施行される。

一方、今回公表された指令案は、EU 加盟国の省エネ政策を、EU 圏における競争の観点から共通化を図るとともに、CHP 指令案とも統合された案となっている。しかし、エネルギー・気候変動政策の観点からみると、必ずしも調和がとられておらず、特に既存の EU-ETS との競合が指摘される。公表された影響評価によれば、この指令が完全に実施された場合、EUA 価格が大幅に下落し、シナリオによってはゼロに近い水準まで下落する可能性を指摘されていることから、EU 全体の政策として調和が図られているとは言い難いといえる。

お問い合わせ : report@tky.ieej.or.jp